

高松市・庵治町合併協議会
第3回会議資料

日 時：平成16年8月23日（月）

午後1時30分

場 所：高松市役所 13階 大会議室

目 次

(報 告 事 項)

報告第 7号	建設計画の構成について-----	1
--------	------------------	---

(協 議 事 項)

協議第 5号	財産の取扱い(協定項目第5号)について-----	6
協議第 6号	町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について----	9
協議第 7号	慣行の取扱い(協定項目第12号)について-----	13
協議第 8号	特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号) について-----	17
協議第 9号	附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について-----	20
協議第10号	公共的団体等の取扱い(協定項目第18号) について-----	23
協議第11号	使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号) について-----	26
協議第12号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い (協定項目第21号)について-----	29

(そ の 他)

	建設計画作成に当たっての住民懇談会開催について-----	32
	今後の合併協議スケジュール等について-----	32
	合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について-----	32
	高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について-----	32

報告第7号

建設計画の構成について

建設計画の構成について、別紙のとおり報告する。

平成16年8月23日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

(別紙)

建設計画の構成

序論

- 1 合併の考え方
- 2 計画作成の方針【議案第11号 平成16年7月2日原案承認】

(1) 計画の趣旨

高松市と庵治町の合併後の市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を作成し、その実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図る。

(2) 計画の構成

合併後の市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成する。

(3) 計画の期間

施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併後、おおむね10年間について定める。

(4) 計画の区域

原則として庵治町地域を対象とするが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合は、高松市地域についても対象とする。

高松市と庵治町の概況

- 1 位置と地勢
- 2 人口と世帯数
 - (1) 人口と世帯数の推移(国勢調査)
 - (2) 年齢階層別人口の推移(国勢調査)
 - (3) 産業別就業者人口の推移(国勢調査)

3 交流人口

通勤通学（国勢調査）

4 広域行政

広域行政の取り組み

基本方針

1 新しいまちづくり

(1) 市の将来像

(2) 庵治町地域の役割

2 基本目標

建設計画に盛り込む主要事業等を検討していく中で、施策体系を整理し、基本目標を定める。

【例示】

都市基盤、生活環境、教育・文化、保健・医療と福祉、産業、コミュニティ、行財政の効率化

3 施策体系

基本目標に基づき、施策体系を定める。

施策

施策体系に沿って、その基本方向と具体的施策を整理（県事業を含む）

1 事業名

2 事業内容

3 概算事業費（10か年間）

「主要事業等の調査」に基づき検討する。

公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備の検討は、行財政運営の効率化、有効利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮する。

財政計画

建設計画の期間の財政計画を作成する。

財政計画作成上の留意事項【議案第11号 平成16年7月2日原案承認】

財政計画については、市町村の合併の特例に関する法律による特例措置等及びその他の法令等による支援制度を活用するとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成するものとする。

【参考 / 両市町の総合計画の概要】

	高松市	庵治町
名 称	新・高松市総合計画	第3次庵治町振興計画
キャッチフレーズ	笑顔あふれる 人にやさしいまち・高松	“あい”のふるさと庵治町 -であい、ふれあい、かたりあい-
計画期間	平成12年度～平成23年度	平成13年度～平成22年度
まちづくりの目標	環境共生型まちづくりへの転換 少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり 心豊かな生活のための場と人づくり 豊かで活力あふれる産業の振興 広域・交流拠点性の強化 地域みずからのまちづくり	地場産業を中心にした活気あるまち うるおいのある快適で安全なまち 自然と共生する美しいまち やすらぎとゆとりのあるあたたかなまち 人を育て文化を創造する心豊かなまち ともに参加しみんなでつくるまち

建設計画の構成に係る先進地域等の事例

福山市・新市町合併建設計画	新潟市・黒埼町合併建設計画	新市建設計画 新居浜市・別子山村	新市まちづくり計画 高知市・鏡村・土佐山村	合併協議会運営の手引きより
<p>1 序論</p> <p>(1) 合併の必要性</p> <p>(2) 合併の効果等</p> <p>(3) 計画策定の方針</p> <p>2 両市町の概況</p> <p>(1) 位置と地勢</p> <p>(2) 人口と世帯等</p> <p>3 まちづくりの基本方針</p> <p>(1) 新しいまちづくりと新市町地域の位置付け</p> <p>(2) まちづくりの方向</p> <p>(3) 新市町地域の地域別の整備方針 自然共生ゾーン(北部地区) 地域中核拠点ゾーン(南部地区)</p> <p>4 まちづくり計画</p> <p>(1) いきいきした健康福祉のまちづくり</p> <p>(2) 快適な生活環境づくり</p> <p>(3) 未来を担う豊かな人づくり</p> <p>(4) 豊かな暮らしを支える産業の振興と都市基盤施設の整備</p> <p>5 財政計画</p> <p>6 事業費総括表</p>	<p>1 新潟市・黒埼町合併建設計画の概要</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>(2) 構成</p> <p>(3) 期間</p> <p>2 合併の必要性と効果</p> <p>(1) 合併の必要性</p> <p>(2) 合併の効果</p> <p>3 まちづくりの基本方針</p> <p>(1) 新しいまちづくり</p> <p>(2) 黒埼町地域の役割</p> <p>(3) 黒埼町地域各地区の特性と土地利用の方針</p> <p>4 まちづくり計画</p> <p>(1) 福祉</p> <p>(2) 環境・安全</p> <p>(3) 教育・文化</p> <p>(4) 産業</p> <p>(5) 都市基盤</p> <p>5 概算事業費</p> <p>6 財政計画</p>	<p>1 序論</p> <p>(1) 合併の必要性</p> <p>(2) 計画策定の方針</p> <p>2 新居浜市・別子山村の概況</p> <p>(1) 位置と地勢</p> <p>(2) 人口と世帯</p> <p>(3) 産業の推移と動向</p> <p>3 建設の基本方針</p> <p>(1) 建設の目標</p> <p>(2) まちづくりの方向</p> <p>(3) 別子山村地域の役割と整備方針</p> <p>(4) 新居浜市地域の役割と整備方針</p> <p>(5) 土地利用構想</p> <p>4 新市の施策</p> <p>(1) 自然環境の保全と活用</p> <p>(2) 都市基盤の整備</p> <p>(3) 生活環境の整備</p> <p>(4) 保健・医療と福祉の充実</p> <p>(5) 教育・文化・スポーツの充実</p> <p>(6) 産業の振興</p> <p>(7) 定住促進事業</p> <p>5 施設の配置方針</p> <p>6 財政計画</p>	<p>1 合併の必要性</p> <p>(1) 社会背景</p> <p>(2) 3市村での合併の必要性</p> <p>2 計画策定の方針</p> <p>(1) 計画策定の趣旨</p> <p>(2) 計画の構成</p> <p>(3) 計画の期間</p> <p>3 新市の概況</p> <p>(1) 位置と地勢</p> <p>(2) 面積</p> <p>(3) 人口・世帯数</p> <p>(4) 産業</p> <p>4 まちづくりの基本方針</p> <p>(1) まちづくりの方向</p> <p>(2) 土地利用</p> <p>(3) 公共施設等の配置</p> <p>5 主要施策</p> <p>・主要施策の体系と対象事業</p> <p>新しい価値を創造発信するまち</p> <p>いきいきと輝き安心して暮らせるまち</p> <p>環境と共生する安全で快適なまち</p> <p>実現に向けてのしくみづくり</p> <p>6 財政計画</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 財政計画の概要</p>	<p>1 序論</p> <p>(1) 合併の必要性</p> <p>(1) 生活圏の拡大と一体化に伴う効率的・計画的な行政の実現</p> <p>(2) 地方分権の進展と行財政基盤の強化</p> <p>(3) 地域の地方中心都市の形成</p> <p>(2) 計画策定の方針</p> <p>(1) 計画の趣旨</p> <p>(2) 計画の構成</p> <p>(3) 計画の期間</p> <p>2 2市の概況</p> <p>(1) 位置と地勢</p> <p>(2) 人口と世帯</p> <p>3 建設の基本方針</p> <p>(1) 建設の目標</p> <p>(2) まちづくりの方向</p> <p>(3) 土地利用構想</p> <p>4 建設計画</p> <p>(1) 都市基盤の整備</p> <p>(2) 生活環境の整備</p> <p>(3) 教育・文化の振興</p> <p>(4) 保健・医療と福祉の充実</p> <p>(5) 産業の振興</p> <p>(6) コミュニティの推進</p> <p>(7) 行財政の効率化</p> <p>5 公共的施設の統合整備</p> <p>6 財政計画</p> <p>(1) 前期財政計画</p> <p>(2) 後期財政計画</p>

協議第 5 号

財産の取扱い（協定項目第 5 号）について

財産の取扱い（協定項目第 5 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 8 月 23 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 5 号	財産の取扱い
庵治町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

財産の取扱い(協定項目第5号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例

新潟市

黒崎町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の財産は、すべて新潟市に引き継ぐものとする。

大船渡市

三陸町の所有するすべての財産は、大船渡市に引き継ぐものとする。ただし、財産に係る権利を有する者がある場合は、合併後もそれを尊重する。

ふるさと創生基金の用途については、三陸町の意味を尊重する。

つくば市

荃崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の財産(権利及び義務を含む)は、すべてつくば市に引き継ぐものとする。

福山市

内海町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて福山市に引き継ぐものとする。

廿日市

佐伯町及び吉和村の所有する財産については、すべて廿日市市に引き継ぐものとする。

新居浜市

別子山村の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。

新発田市

豊浦町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて合併後の新発田市(以下「新市」という。)に引き継ぐ。なお、本田財産区の財産は、本田財産区財産として新市に引継ぎ、また、大字本田の財産管理は従来慣行によるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

財産の取扱い（協定項目第5号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、財産の取扱いについて確認した市 15市

秋田市

合併時の河辺町および雄和町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとする。

河辺町および雄和町の財産区については、合併までに、両町と財産区（管理組合等）において協定を締結し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項の規定に基づき財産区を廃止する。

また、廃止後の財産区有財産は協定に従い、町有財産として秋田市に引き継ぐものとする。

岐阜市

羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の財産及び債務は、すべて岐阜市に引き継ぐものとする。

堺市

美原町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。

福山市

沼隈町の財産（権利及び義務を含む）及び公の施設は、すべて福山市に引き継ぐものとする。

長崎市

香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町及び外海町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて長崎市に引き継ぐものとする。

鹿児島市

吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、合併時にすべて鹿児島市に引き継ぐものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 6 号

町名・字名の取扱い（協定項目第 1 1 号）について

町名・字名の取扱い（協定項目第 1 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 8 月 2 3 日 提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 1 号	町名・字名の取扱い
庵治町地域における町の区域及び名称は、現行のとおりとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について

現 況	
高 松 市	庵 治 町
1 町 数 2 0 3 2 大字数 0 3 高松市の住所表示は、次の2種類ある。 (1) 土地の地番を使用し、「番地」と表示する町名 高松市屋島西町1234番地12 など (2) 住居表示に関する法律に基づき、街区方式による住居表示が実施され、街区符号と住居番号による「番号」により表示する町名 高松市番町一丁目2番3号 など	1 町 数 1 (庵治) 2 大字数 0 3 庵治町の住所表示は、次のとおりである。 木田郡庵治町1234番地12 など (町名) 4 参考(合併後) 高松市庵治町1234番地12 (町名)
先進地域の事例(参考10市)	
<p>平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例</p> <p>新潟市 黒埼町の町字名については、黒埼町の意向を尊重する。ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにする。</p> <p>潮来市(つくば市、新発田市は、同様) 潮来町及び牛堀町の字の区域及び名称は、現行どおりとする。</p> <p>大船渡市 三陸町の区域の大字は、「三陸町綾里」、「三陸町越喜来」、「三陸町吉浜」とし、「大字」は表示しないこととする。 字は、現行のとおりとする。</p> <p>新居浜市 町・字の名称については、別子山村においては、宇摩郡別子山村を新居浜市別子山に置き換える。</p>	

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

町名・字名の取扱い（協定項目第11号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、町名・字名の取扱いについて確認した市 11市

岐阜市

岐阜市、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の町名・字名については、各市町の意向を尊重し、現行の町名・字名と紛らわしくないように調整するものとする。

倉敷市

1 倉敷市の町名の名称は、現行どおりとする。

2 船穂町及び真備町の区域については、「浅口郡」、「吉備郡」を「倉敷市」に置き換え、現行の大字名から「大字」を表示しないこととする。

高知市

鏡村及び土佐山村の区域の新市における町名は、現在の町名の前に、それぞれ鏡、土佐山を付けた町名とする。

ただし、土佐山村土佐山については、「高知市土佐山」とする。

鹿児島市

1 鹿児島市の区域内の町及び吉田町の区域内の町（牟礼岡一丁目から牟礼岡三丁目まで）の区域及び名称は、現行どおりとする。

2 5町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、その名称について次の例により、各町の意向を尊重し合併時まで調整するものとする。

大字を町名とする。

大字の前に「吉田」、「桜島」、「喜入」、「松元」又は「郡山」をそれぞれ付けた町名とする。

新たな町名とする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

参 考

地方自治法

(市町村内の町又は字の区域)

第 260 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

手続

本条の処分は、合併の日に行うものであり、手続は、次のとおりである。

高松市長の提案

高松市議会の議決

知事への届出

知事の告示

効力発生

合併の日の施行を考えれば、合併の日に高松市長が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分をせざるを得なく、同日に知事に届出、同日に告示することになる。

協議第 7 号

慣行の取扱い（協定項目第 1 2 号）について

慣行の取扱い（協定項目第 1 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 8 月 2 3 日提出



高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 2 号	慣行の取扱い
1	市章	高松市の市章を用いるものとする。
2	市民憲章	高松市の市民憲章を用いるものとする。
3	都市宣言	高松市の都市宣言に統一するものとする。
4	市木及び市花	高松市の市木及び市花を用いるものとする。ただし、庵治町の町木及び町花については、庵治地区の推奨の木及び花とする。

平成 年 月 日 確認

(資料)

慣行の取扱い(協定項目第12号)について

現		況	
高松市		庵治町	
1 市章	 <p>中央に配した「高」の字体は、旧藩時代の御用船ののぼりに用いられたもので、外郭の松葉は、「松市」に通わせたもの。色を変えない松の緑に市の悠久繁栄を祈念したもの。 (明治27年4月27日制定)</p>	1 町章	 <p>円は、平和、人々の和をあらわし、また全体の形は庵治町の地形をかたどり、波の形に似た「ア」の部分は、三方海に囲まれた庵治の環境を示し、円の下方が少しかけているのは、町の未来への発展性を象徴する。(昭和53年4月1日制定)</p>
2 市民憲章	高松市民のねがい (昭和55年9月25日制定) 緑明るい栗林公園 瀬戸のさざ波呼ぶ屋島 わたくしたちは 美しい自然と歴史にはぐくまれ あすにのびゆく高松市民です 四国の中心高松市を いっそう明るく住みよいまちにすることは わたくしたちみんなのねがいです そのために わたくしたちは誓って次のことにつとめます	2 町民憲章	なし
1 自然を愛し 清潔で美しいまちづくり			
1 人の立場を大切に 迷惑をかけないまちづくり			
1 家庭を明るく 青少年をのばすまちづくり			
1 健康なからだ 心にするおいのあるまちづくり			
1 働く汗を尊び 力をあわせ 平和で豊かなまちづくり			
3 都市宣言	世界連邦都市宣言 (昭和32年11月18日宣言) 交通安全都市宣言 (昭和37年2月20日宣言) 環境美化都市宣言 (昭和54年9月19日宣言) 非核平和都市宣言 (昭和59年12月24日宣言) 人権尊重都市宣言 (平成5年3月24日宣言) 男女共同参画都市宣言 (平成9年12月18日宣言)	3 都市宣言	非核平和宣言 (昭和60年3月15日宣言) 暴力団排除宣言 (昭和61年3月26日宣言) 人権尊重の町宣言 (平成5年3月19日宣言)

4	市の木	黒松	(昭和 58 年 1 月 1 日制定)	4	町の木	くすのき	(昭和 57 年 4 月 1 日制定)
5	市の花	つつじ(さつきを含む)	(昭和 58 年 1 月 1 日制定)	5	町の花	あじさい	(昭和 57 年 4 月 1 日制定)

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、

何らかの特例措置を設けている市 6市 / 特例を設けていない市 2市 / 合併協定書に記載のない市 2市

新潟市

- 1 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町民憲章については、黒埼地区の憲章として継承していく。
- 2 市民歌は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の町民歌については、黒埼地区の愛唱歌として伝承していく。
- 3 市の木、市の花は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の木については、黒埼地区の推奨の木として伝承していく。
- 4 消防出初式は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼地区の出初式も別を実施する。
- 5 成人式は、新潟市の制度に統一する。

新居浜市

- 1 市章 新居浜市の市章を用いるものとする。
- 2 名誉市民制度等 名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一する。
- 3 市民憲章等 新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。
- 4 市の歌 新居浜市の歌を用いるものとする。
- 5 市花・市樹 新居浜市の市花・市樹を用いるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

慣行の取扱い（協定項目第12号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、慣行の取扱いについて確認した市 15市

秋田市

慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、両町の木、花、鳥は、それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする。

堺市

市(町)章 堺市の市章に統一する。

都市宣言等 堺市の都市宣言等に統一する。

なお、美原町の「ゆとり宣言」については、新市で検討する。

市(町)の歌 堺市の歌に統一する。

市(町)民憲章 堺市の市民憲章に統一する。また、美原町民憲章については、美原町域の憲章として伝承していく。

なお、政令指定都市移行による行政区の設置時に、区民憲章の制定の必要性について検討する。

市(町)の木、花木、花、鳥

堺市の木、花木、花、鳥に統一する。また、美原町の木、花については、美原町域の木、花として伝承していく。

なお、政令指定都市移行による行政区の設置時に、区の花等の制定の必要性について検討する。

倉敷市

1 新市における憲章及び宣言は、倉敷市のものを用いるものとする。

ただし、船穂町及び真備町の町民憲章及び宣言については、各々の地区において継承していくものとする。

2 新市における「市章」、「市歌」、「市木」、「市花」、「市の鳥」については、倉敷市のものを用いるものとする。

ただし、船穂町及び真備町の歌、木、花については、各々の地区において継承していくものとする。

高知市

1 新市における紋章及び市民の木・花，市の鳥並びに市歌は，高知市のものを用いるものとする。

2 新市における憲章及び宣言等は，高知市のものを用いるものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 8 号

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 15 号）について

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 15 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 8 月 23 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 15 号	特別職の職員の身分の取扱い
庵治町の特別職の職員（町長、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について

現			況		
高松市			庵治町		
区分	任期	給料月額	区分	任期	給料月額
市長	平成19年5月1日	1,133,000円	町長	平成17年12月4日	772,000円
助役	平成19年9月27日	915,000円	収入役	平成19年7月31日	550,000円
	平成16年9月25日		教育長	平成17年9月30日	530,000円
収入役	平成19年9月27日	791,000円			
教育長	平成20年3月31日	745,000円			

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例

新潟市
黒埼町の特別職(三役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

潮来市
牛堀町の常勤の特別職の職員(三役及び教育長)の取扱いについては、両町の長が別に協議して定めるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、特別職の職員の身分の取扱いについて確認した市 9市

堺市

美原町の常勤の特別職の職員（教育長を含む）の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

美原町の非常勤の特別職の職員の取扱いについては、それぞれの職に係る事務事業の内容に沿って、協議・調整する。

松山市

1 北条市及び中島町の特別職の職員（教育長を含む）については、合併期日の前日をもって失職する。

2 各種審議会委員等の特別職の報酬額については、松山市に統一する。

高知市

鏡村及び土佐山村の常勤の特別職（三役及び教育長）の身分の取扱いは、3市村の長が別に協議して定めるものとする。

長崎市

香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の常勤の特別職（教育長を含む。）の身分の取扱いについては、1市6町の長が別に協議して定める。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 9 号

附属機関等の取扱い（協定項目第 17 号）について

附属機関等の取扱い（協定項目第 17 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 8 月 23 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 17 号	附属機関等の取扱い
<p>両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。</p> <p>庵治町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「附属機関等の取扱い」が協議された市 4市

潮来市

- (1) 行政連絡機構については、行政連絡の基盤となる自治組織に相違があることから当面現行どおりとし、合併後3年を目途に新たな制度を制定するものとする。
- (2) 報酬については現行どおりとし、行政連絡機構の統合後、新たに定めるものとする。

大船渡市

両市町に置かれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自におかれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。委員構成については、両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。

つくば市

行政連絡機構については、合併年度は現行どおりとし、速やかに調整し、統一に努めるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

附属機関等の取扱い（協定項目第17号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、附属機関等の取扱いについて確認した市 7市

岐阜市

同種の附属機関等については、原則として統合するものとする。ただし、統合の方法については、岐阜市の附属機関等にあわせるものとする。

また、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町に独自に置かれている附属機関等については、実態等を考慮し整備するものとする。
なお、各委員の構成等については、適切な措置を講ずるものとする。

倉敷市

行政委員会及び附属機関については、倉敷市に統合するものとする。

ただし、船穂町及び真備町独自の附属機関の取扱い並びに行政委員会及び附属機関の委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

福山市

福山市と沼隈町の両方に同種の機関がある場合

[調整方針] 沼隈町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により沼隈町の実情を考慮に入れて措置を講ずるものとする。

沼隈町に設置されている機関で、福山市に同種のものがない場合（町誌編さん委員会ほか3審議会等が該当する。）

[調整方針] 今後、各種事務事業の取扱いに関する協議とあわせて措置を検討する。

長崎市

合併に伴い廃止される香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町に置かれている附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じ適切な措置を講ずる。

なお、6町の地域性から独自に設置されている附属機関等のうち、合併後も継続して設置する必要があるものについては、長崎市の附属機関等として引き継ぐものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 10 号

公共的団体等の取扱い（協定項目第 18 号）について

公共的団体等の取扱い（協定項目第 18 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 8 月 23 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 18 号	公共的団体等の取扱い
公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「公共的団体等の取扱い」が協議された市 9市

新潟市(呉市も同様)

公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、下記のとおり調整に努める。

両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。

統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

廿日市市

公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

(1) 3市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

(2) 3市町村独自の団体は、現行のとおりとする。

(3) 統合に時間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。

新居浜市

各種公共的団体(補助団体を含む。)等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。ただし、団体運営補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、予算措置の段階で調整するものとする。

(1) 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

(2) 両市村独自の団体は、現行どおりとするが、市地域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

新発田市

両市町で共通の目的を持った公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら、統合するよう働きかける。なお、国・地方公共団体等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、公共的団体等の取扱いについて確認した市 13市

岐阜市

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- 1 共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。ただし、共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- 3 独自の団体は、現行のとおりとする。

福山市

合併後の福山市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情に応じ、適切な育成指導に努めるものとする。

長崎市

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

鹿児島市

公共的団体等は、合併後における市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実績等を十分尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 1 1 号

使用料・手数料等の取扱い（協定項目第 2 0 号）について

使用料・手数料等の取扱い（協定項目第 2 0 号）を次のとおり決定すること
について、協議を求める。

平成 1 6 年 8 月 2 3 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 0 号	使用料・手数料等の取扱い
<p>両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「使用料・手数料等の取扱い」が協議された市 10市

新潟市

手数料については、新潟市の制度に統一する。使用料については、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の老人福祉センターの使用料は、60歳以上の利用者は無料、そのほかの利用者は現行どおりとする。黒埼町の屋外体育施設については無料施設と位置づける。また、黒埼町総合体育館の使用料については、現行どおりとする。大野定例露天市場出店料は、当分の間、現行のとおりとする。黒埼町の保健センター使用料及び施設利用については、現行のとおりとする。

潮来市

- (1) 使用料については、原則として潮来町の制度に統一するものとする。ただし、牛堀町の公民館使用料及びプール使用料等については、新たに定めるものとする。
- (2) 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。

廿日市市

- (1) 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。
- (2) 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。
- (3) 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。
- (4) 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

呉市

- (1) 使用料は、呉市の制度に統一する。ただし、下蒲刈町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び教育・文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。
- (2) 手数料は、呉市の制度に統一する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、使用料・手数料等の取扱いについて確認した市 12市

秋田市

使用料、手数料等については、原則として秋田市の制度に統一するものとする。
ただし、一部の使用料、手数料等については、経過措置を講じるものとする。

岐阜市

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。

手数料については、原則として統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の制度にあわせるものとする。

高知市

- 1 使用料は、原則として現行のとおりとする。
ただし、目的外使用料は、高知市に統一するものとする。
- 2 手数料は、原則として高知市に統一するものとする。
- 3 各使用料・手数料等は、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

鹿児島市

- 1 使用料については、現行どおりとする。ただし、行政財産の目的外使用料等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。また、市民農園使用料等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に一元化するものとする。
- 2 手数料については、合併時に一元化するものとする。ただし、船員法関係の手数料については、現行どおりとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 1 2 号

各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第 2 1 号）について

各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第 2 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 8 月 2 3 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 1 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
<p>各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「各種団体への補助金・交付金等の取扱い」が協議された市 9市

新潟市

各種団体等に交付している補助金等については、従来の実績を下回らないよう配慮することとし、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

大船渡市

両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整するものとする。

廿日市市

各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面、次のとおり調整を図るものとする。

- (1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。
- (2) 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。

新発田市

両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、次のとおり調整する。両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて確認した市 11市

岐阜市

各種団体等に対する運営的補助金等については、従来の経緯・実情等に配慮し、次のとおり調整を図ることとする。

- 1 各市町で同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整に努めるものとする。
- 2 各市町独自の補助金については、市域全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

高知市

- 1 3市村のうち、同一又は同種の団体に対する補助制度は、合併時に統一するよう調整に努めるものとする。
ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後速やかに統一するよう努める。
- 2 3市村のうち、同一又は同種の事業に対する補助制度は、合併時に統一するよう調整を図るものとする。
- 3 3市村独自の団体及び事業に対する補助制度は、従来からの経緯・実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。
- 4 各補助金・交付金等は、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。

鹿児島市

- 1 1市5町間で制度が異なる負担金、補助金及び交付金については、鹿児島市の制度に統合することを基本として調整するものとする。
- 2 5町において各町が単独又は複数の町で実施している負担金、補助金及び交付金については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

4 その他

(1) 建設計画作成に当たっての住民懇談会開催について
別紙 1 のとおり

(2) 今後の合併協議スケジュール等について
別紙 2 のとおり

(3) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

(4) 高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について
ア 第 4 回会議

(ア) 日時 平成 16 年 10 月 22 日(金) 午前 10 時

(イ) 場所 庵治町役場 1 階 105 会議室

(別紙 1)

建設計画作成に当たっての住民懇談会開催について

1 目的

高松市・庵治町合併協議会において、合併の方式が編入合併方式で確認されたことにより、編入される庵治町地域を対象として作成される、合併後の市のまちづくりのマスタープランとなる「建設計画」に反映させるため、次のとおり、住民懇談会を開催し、住民の意見を直接聴取するものである。

2 実施主体

高松市・庵治町合併協議会

3 内容

(1) 日時・場所

ア 平成16年9月2日(木)午後7時

会場：庵治町役場 1階 105会議室

イ 平成16年9月3日(金)午後7時

会場：庵治町役場 1階 105会議室

(2) 対象者

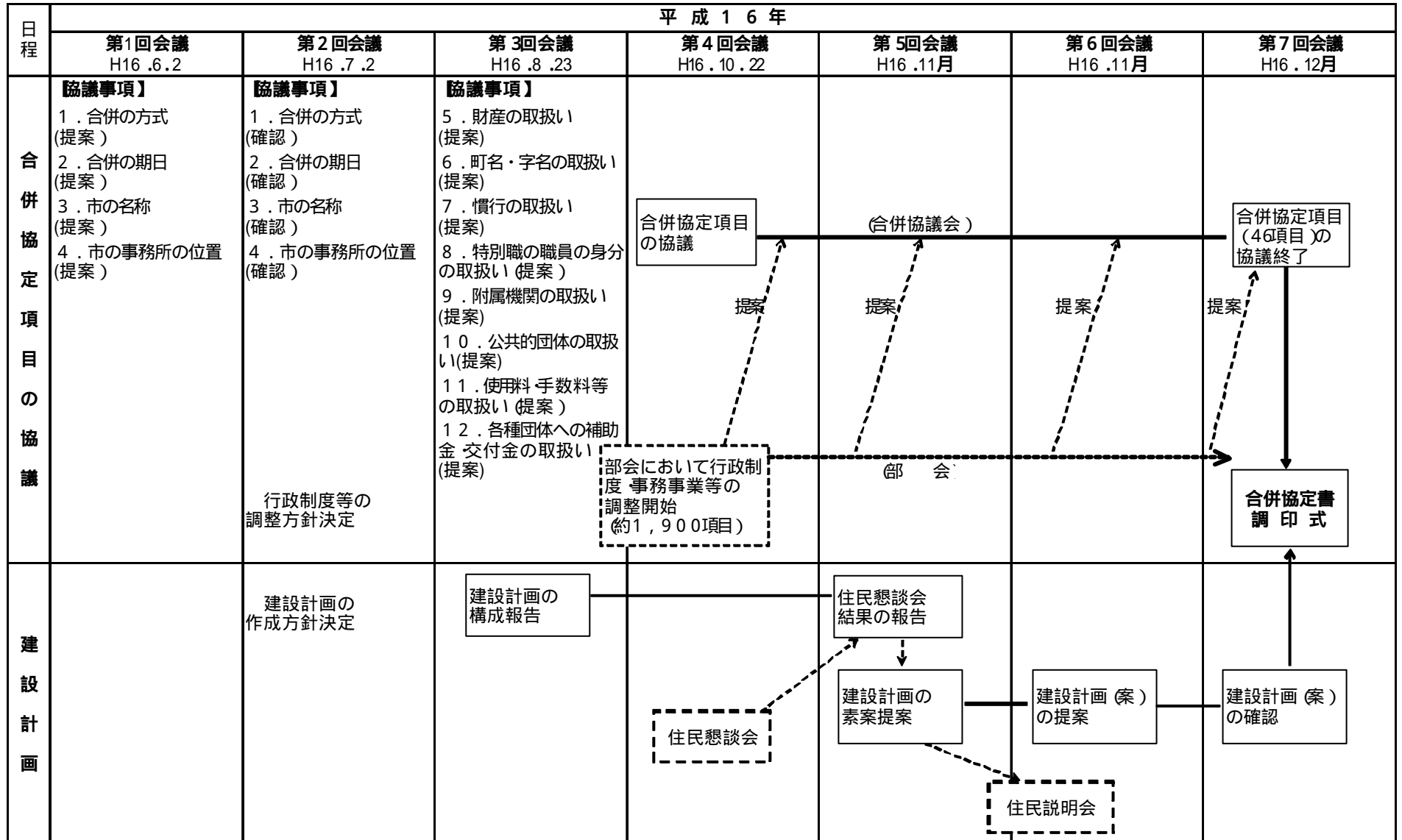
庵治町住民

(3) テーマ

ア 高松市と庵治町の合併によるまちづくりの課題と問題点

イ 高松市と庵治町の合併によりどんなまちになればよいか

今後の合併協議スケジュール(予定)



合併協定項目と事務事業（約1,900項目）との相関図

